

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
栗東市	六地藏地区	R3.11.14	H31.3

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	37.4 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	35.0 ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	30.4 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.8 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	26.4 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年1月に発足した特定農業法人であるAであるが、運営スタッフの高齢化が進む為、後継者の確保が必要。 ・圃場整備区域が進行中であり、効率の良い水田利用による経営活動。 ・圃場整備区域外の農地耕作者の高齢化に伴う後継者問題。
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> ・圃場整備区域内の農地利用は中心経営体が主体として担う。 ・A・B・Cを中心経営体とする。 ・A、Cは水田利用を行う。 ・Bは水田利用と高収益作物(野菜)を行う。 ・圃場整備区域外の農地について農地中間管理機構への貸付希望があった場合は、原則Aにする。 ・圃場整備区域内外に於いて後継者未定の場合は、原則Aが担う。 ・圃場整備区域外でも場所の集約を図り効率の良い作業を努めていく

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	水稲、小麦、大豆	15.3 ha	水稲、小麦、大豆	23 ha	
認農	B	水稲、野菜	1.2 ha	水稲、野菜	2.4 ha	
認農	C	水稲、小麦、大豆	0.7 ha	水稲、小麦、大豆	1 ha	
計	3人		17.2 ha		26.4 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

- ・農地中間管理機構との連携と活用。
- ・中心経営体3農業者の連携。
- ・6次産業の推進と育成。
- ・プランを継続的に状況把握、確認して行く為にプラン推進委員会(仮称)の設置。
- ・中心経営体の運営人材:高齢化に伴う後継者の育成と教育。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	現時点で貸付意向無し。			
2				
3				
	計			